

★年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。なお、支給要件に該当しない場合には支給されません。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

【支給要件】■老齢基礎年金を受給している方（以下の要件をすべて満たしている必要があります）

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方（以下の要件を満たしている必要があります）

- ・前年の所得額が約462万円以下である

【請求方法】給付金を受取るには、請求書の提出が必要です。（受給資格要件に該当する方には送付する予定です）

請求書に氏名などを記入して、お近くの年金事務所に提出してください。

※これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。

○支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要となります。

○ご不明な点は、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へ問い合わせください。

『ねんきんダイヤル』 ☎ 0570-05-1165（ナビダイヤル）

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

相談日 10月13日(火)・27日(火)

毎月第2・4火曜日

相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00～15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。

予約の際は、お手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

相談日 10月22日(木)

毎月第4木曜日

相談場所 浜田年金事務所

相談時間 13:00～16:00

☆要予約 10月14日(水)までに予約

予約方法 電話またはFAX ※代理可

（記載事項：住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間）



【年金相談の予約・問い合わせ先】 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ☎ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）、本人の認印（請求書を提出する場合）が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話で予約しておくとおスムーズに相談できます。

10月は里親月間です

里親になりませんか

さまざまな事情により家族と一緒に生活できない子どもたちがいます。里親とは、こうした子どもを自分の家に迎え入れ、家庭的な環境の中で愛情を込めて養育してくださる方です。

子どもが好きで、愛情と熱意を持って、真心を込めて養育してくださる方を求めています。長期の養育だけでなく、月に1～2回程度、土日や長期休み中に数日間といった短期間の家庭生活体験をさせてくださる方も求めています。

里親になるためには特別な資格は必要ありませんが、必要な研修を受講すること、里親を希望する方とその同居人が欠格事項に該当しないこと、経済的に困窮していないことが必要です。



【問い合わせ先】 益田児童相談所 ☎ 22-0083